



住宅防火情報

増刊号(H22.1)
消防庁予防課

～住宅用火災警報器を設置しましょう～

★住警器普及に向けた地域における様々な取組み★

1. 顕著な普及率の向上に繋がった取組み

- 平成 17 年に老人会が消防署員を呼び説明会を開催。平成 19 年には老人会と町内会が連携して住警器の共同購入・取付けの呼び掛けを行うも、平成 19 年6月時点で設置した住宅は半数未満であった。その後、町内会役員の妻を中心として、無関心層や拒否層に対しても粘り強く呼びかけを行った結果、同年 11 月には町内の普及率を 95%まで引き上げることができた。(北海道札幌市)
- 婦人消防協力隊が中心となり、9町毎の区長会議で共同購入の仕組み等の説明を行い、市内全世帯を対象に共同購入を斡旋。第1回斡旋(平成20年9月)では1874世帯に4,215個、第2回斡旋(平成21年5月)では1,081世帯に2,446個を斡旋。(岩手県遠野市)
- 婦人消防協力隊が中心となり、消防署と連携して住警器の設置推進事業計画を策定し、町内へのチラシの全戸配布、共同購入に係る住警器注文世帯の名簿作成及び集金、消防団との連携、消防署への統計資料の送付等の総合的な取組みを行った結果、平成20年度からの活動前には17%だった普及率を現時点で90%に引き上げることができた。(岩手県気仙郡住田町)
- 離島(世帯数123世帯)において地元消防団が共同購入を実施し、平成20年秋季火災予防運動期間中に消防団が設置状況を調査したところ、99%の設置率に達した。(山形県酒田市)
- 村の予算で住警器を購入し、各戸に配布することで、村全体の設置率を100%とすることができた。(福島県南会津郡檜枝岐村)
- 自治会連合会会長より消防署に対して共同購入の提案があり、これを受け消防職員が町会や自治会に対し、住警器の必要性和共同購入に関し個別説明を実施した。その後、自治会連合会定例会にて共同購入が決定され、自治会連合会合計で約4,700世帯、20,000個の共同購入を実施した。(東京都)
- 町が平成21年度に設置補助制度を創設し、町が指定した機器を1個あたり1,000円で各世帯に給付した(1世帯3個を限度)。補助の申請は各地区の自治会を通して受付け、町全体で延べ2,800個を助成した結果、町内の約82%の世帯に普及した。なお、ひとり暮らしの高齢者世帯や生活保護受給者世帯に対しては無償にて給付するとともに、高齢者など取付けが困難な世帯に対しては消防団が取付けを行った。(岐阜県安八郡安八町)
- 条例化直後より婦人防火クラブが一丸となって共同購入に取組んだ結果、地区内における設置率は98%に達成した。地区内の各戸に何度も訪問し住警器の重要性・必要性を粘り強く説明を行うことでほとんどの住民の理解・賛同を得ることができた。市内初のケースのため誹謗中傷等もあ

ったがクラブ員が誠実に対処を行った。なお、自ら設置することが困難な世帯に対しては、消防団の協力も得てクラブ員が取付け支援を行った。これらの経験を踏まえ、市内の周辺地域で実施する共同購入の際にクラブ員がアドバイザーとして参画し、他の自治会等の共同購入の起爆剤として大きな役割を果たした。(京都府宇治市)

○平成 19 年から各市民防災会(自治区会)による共同購入を行い、条例による義務化(平成 21 年 6 月)後も積極的に推進することで、これまでに 112 自治区会等で約 62,000 個が購入され、普及率の向上につながっている。(福岡県北九州市)

2. 地域において効果的な連携を図った取組み

○地区振興会が中心となり、ひとり暮らし高齢者世帯や身体障害者がいる世帯等で希望する世帯(全 260 世帯)に対し住警器を無償配布し、シルバー人材センターや民生委員、社会福祉協議会委員の協力により取付けを行った。(秋田県秋田市)

○町民一丸となって住警器の設置促進を実施。消防団の行っている共同購入を活用するとともに、町内の各区が一戸当たり千円を補助することにより一層の設置率向上を図り、さらに、自治連合会、消防団、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会の協力で、高齢者世帯のうち希望する世帯を訪問して取付けを行った結果、町内では 95%の設置率となった。(岐阜県恵那市)

○消防職員による事務手続き(発注・納品等の文書作成)のサポートのもと、自主防災会や町内会、女性連盟により共同購入を実施。(静岡県伊東市)

○消防職員の積極的な働きかけにより、市内 9 割以上の自治会において共同購入・共同斡旋を実施。共同購入・共同斡旋の周知等については婦人防火クラブが協力を行うとともに、消防職員のボランティアで取付け支援を行う。(愛知県瀬戸市)

○市の地域振興局の出張所の協力のもと、消防団の提案により、区長会を通じて地区内全世帯において共同購入を行った。(三重県松坂市)

○婦人防火クラブ員と共に消防本部から地区協議会に対し積極的な働きかけを行い、婦人防火クラブ及び消防団との連携のもと協議会が地区内自治会を対象として共同購入の回覧と回収、機器配布と集金を行った。高齢者宅等で取付け希望がある世帯に対しては、シルバー人材センターの会員に対応してもらった。購入先は地元の電気店を優先し、電気店の無い地区は J A に依頼した。さらに、市福祉課においては、市内全地区の民生児童委員の調査協力を得て、ひとり暮らしの高齢者宅(1,395 戸)に住警器 1 個の無償設置事業を実施し、市内のガス事業者が請け負った。(兵庫県三木市)

○町が自治連合会、住警器取扱事業者、消防団の協力を得て、住警器の斡旋を実施。自治連合会(区長・町内会長)が申込書の配布、呼びかけ、注文書の取り纏め、住警器配布の手伝いを担当。取扱事業者は家電販売組合、電気工事組合、L P ガス協会の 3 者が連携して、機種の設定と低価格での価格設定、納品を担当。消防団は高齢者世帯や障害者世帯などのうち、希望する世帯に対し取付け支援を実施。(兵庫県美方郡新温泉町)

○市設備士会と防災協会が連携して、市社会福祉協議会へ住警器を毎年 100 個寄贈しており、ひとり暮らしの高齢者世帯等への設置を推進している。なお、取付けは民生委員やボランティア等が協力して行っている。(福岡県みやま市)

3. 個性的な取組みや一工夫が見られた取組み

- 長屋の公営住宅に居住するひとり暮らしの高齢者世帯に無線連動型の住宅用火災警報器を設置し、隣家に感知器を設置することで、協力体制による早期覚知及び初期消火体制の強化を図っている。（北海道占冠村）
- 婦人防火クラブ連合会が中心となり、研修会の実施や展示用機器を用いた普及啓発活動、普及啓発リーフレット及び共同購入注文書の作成・配布、住宅用火災警報器設置済ステッカー（3万枚）の作成、といった総合的な取組みを実施。（岩手県盛岡市）
- 女性防火クラブが中心となって共同購入を実施。取付けやアフターサービスなどを考慮して市の消防設備協会加入の店から購入を行うことで、クラブ員からは、「故障時の相談などが安心できる」との声も聞かれている。（群馬県前橋市）
- 町会単位やマンション単位等の地域性に応じ、町会長等が中心となって共同購入等を実施。要望がある場合は、消防職員による説明会を実施することで、購入方法や業者選定のサポートを行っている。（埼玉県三郷市）
- 管内の大規模事業所（1,000人以上）をターゲットに、消防職員が各事業所に出向き、住警器の講習会を開催した。また、事業所の職員宅における普及率向上のため、事業所購買部において住警器の購入ができるよう働きかけを行い、購買部において安い価格で販売されることとなった。なお、購買部には、消防署から貸し出した住警器を展示し、チラシも置いてもらった。（福井県南越消防組合消防本部管内（越前市など））
- 消防団により、平成18年度から20年度にかけて村内全戸に対し、住警器の共同購入に係る斡旋及び取付けや悪質業者に係る注意喚起などの活動を行った。また、平成21年度は共同購入により各住宅に設置された住警器の点検を一斉に行った。（愛知県北設楽郡豊根村）
- 消防職員の働きかけにより、自治会での共同購入を推進。自治会役員の負担が大きい集金などの事務取扱いに関しては、自治会長から各家庭に住警器の納品日と受け渡し場所を通知し、納入業者が住警器を現金と引き換える方式にすることで、スムーズに進めることが可能となった。（大阪府堺市）
- 火災共済（市消防本部事業）の加入者を対象に、共同購入により住警器を設置した者に対して保険料を1年間無料とする制度を創設し、設置促進を促している。（大阪府大東市）
- 電気屋を営んでいる自治会役員に購入方法や取付け方法等のアドバイスを求めつつ、自治会において共同購入を実施した。（兵庫県姫路市）
- 自治会が実施する共同購入において、農協と協議の上、注文の取り纏めは自治会で行う一方、代金支払いは農協への振り込みとする方法を取ることにした。これにより、自治会関係者による集金労力が削減されるとともに、金銭トラブルの防止につながった。（山口県山口市）
- 消防車が進入できない狭隘な道路と古い密集市街住宅地が残る校区において、危機感を募らせた自主防災組織の会長が自治会長に働きかけを行い、自治会で住警器の共同購入を実施。（香川県高松市）
- 約120世帯が所属する自治会において、自治会費の繰越金を自治会内の各世帯に還元する手段として、住警器の無料配布を行った。既に設置済みの世帯や、マンション等で自動火災報知設備が設置されている世帯に対しては、不公平感が出ないように住警器に代わって家庭用消火器の配布を

行った。また、無料配布と併せて追加の購入希望調査を行い、共同購入を実施した。(福岡県福岡市)

○消防職員が地域で加入している隣組合組織において、当該職員が中心となって共同購入及び取付けを実施した。(福岡県直方市)

○自治会の役員を兼ねる消防団員が、自治会内の電気店に対し、共同購入並みの値段で自治会居住者に販売できないか交渉を行った結果、電気店より、安値での販売の承諾を得ることができた。また、当該団員が自ら区域の全世帯を訪問し、住警器の設置を呼び掛けた。なお、高齢者宅に対しては、自治会長が取付け支援を行っている。(沖縄県うるま市)

4. 積立金の活用や効果的な助成・給付等による取組み

○町内会に加入しているひとり暮らしの高齢者宅に対し、町内会が町内会予算で1世帯あたり1個の住警器を配布。各住宅への取付けの際には消防職員が立ち会って設置場所を確認後、取付けを行った。(北海道紋別市)

○高齢者世帯が多い町内会(452世帯)において、町内会で1世帯あたり5千円を305世帯に助成するとともに、消防団が取付けを率先して行った。(青森県むつ市)

○町内会館オープンの記念品として、町内会が積立金で住警器を大量購入し、全440世帯に配布を行った。(埼玉県朝霧市)

○ニュータウン6自治会において管理組合費により住警器を購入し、全戸に配布した。(千葉県印西地区消防組合管内)

○消防関係団体から市に対し住警器600個が寄贈された。これを契機として消防本部から市に対し設置補助の事業化を強力に働きかけた結果、平成21年度において新たに設置補助事業の予算措置が実現されることとなった。(東京都)

○管内の防火管理者協議会では、協議会発足30周年の記念事業として、住警器110個を管内の社会福祉協議会へ寄贈した。また、管内のNPO法人では、設立5周年の記念事業として、全会員世帯871世帯に住警器を1個配布した。(新潟県上越地域消防事務組合管内(上越市など))

○共同住宅(3棟、170世帯)において管理組合と居住者代表による総会を開催し、居住者側の理解を得て、共同住宅管理費にて各世帯1個の住警器(2個以上必要な世帯はその分を各世帯負担)を共同購入した。(兵庫県伊丹市)

○寺院(総本山金剛峯寺)とロータリークラブから町への寄付により、町が町内の全戸に対し1個ずつの住警器を購入し、消防団員が各戸に訪問して配布、取付けを実施した。さらに、2個以上必要な世帯に対しては、消防団が大量購入を行うことで、安価に購入することができた。(和歌山県伊都郡高野町)

○(財)日本防火協会からの活動支援により、婦人防火クラブ連合会が共同購入を実施。28地区、2,544世帯において4,567個を購入した。(和歌山県和歌山市)

○区長組長会(自治会)が地区内全世帯を対象とした共同購入を行った。共同購入にあたっては、業者との値引き交渉の他、市の補助制度(1個あたり1,000円(世帯あたり2,000円)を上限)や地域の民主団体からの協力金も活用し、格安での購入が可能となった。また、消防団や女性防火クラブが取付け支援も行い、地域が一体となって協力を行った。(愛媛県西予市)

5. 波及効果等が認められた取組み

- 婦人防火クラブ連絡協議会が主体となり、消防団及び自治会連合会の協力を得て平成 20 年から共同購入を実施。また、ひとり暮らしの高齢者世帯に対しては消防団、自治会防犯部及び消防OB会の協力を得て取付けを実施。この活動が広がり、婦人防火クラブが設立されていない地区においても新たに設立する動きも出てきている。(山形県酒田地区広域行政組合消防本部管内(酒田市など))
- 自治会主導の共同購入をモデル的に一地区において実施したところ、普及率7%程度であったものが60%程度に上昇した。マスメディア等に取り上げられたことにより、各自治会等の代表者会議等でも話題となり、各地域に波及して自治会単位での共同購入が増加することとなった。(山形県鶴岡市)
- 市内自治会と協力して、シルバー人材センターにより住警器の一括購入、取付け支援を実施。「社会に貢献している」という充実感により、シルバー人材センター会員が活発な活動を行っている。(兵庫県芦屋市)
- (社)全国消防機器協会が行うモデル事業において、婦人防火クラブが住警器 200 個、住宅用消火器 20 本の配布を受け、消防団、自治会、防火委員会の協力を得ながら事業を実施中。(和歌山県和歌山市)
- 婦人防火クラブが地元自治会に呼び掛けて行った共同購入の成功例をクラブ員が積極的に口コミにより友人・知人等に紹介したところ、婦人防火クラブのない自治会でも共同購入の話が持ち上がった。(香川県三観広域行政組合消防本部管内)
- 地域全体で高齢者を支えるまちづくりを推進するため、地域の住民が「地域づくり会」を立ち上げた。会の活動の第1弾として、ボランティアを含む約 30 人体制で地域のひとり暮らしの高齢者宅を訪問し、住警器の取付けを行った。(佐賀県伊万里市)

6. 組織体制に工夫が見られた取組み

- 区内の 17 名の自主防災会長のうち、6 名による「住警器設置促進に係る特別委員会」を設置し、共同購入する住警器の機種選定から価格交渉までを実施。購入機種の決定後は、委員会での決定に従って、各自主防災会において募集案内の作成から配分までを行った。(京都府京都市)
- 区内の 11 名の自主防災会長で構成された「住警器共同購入協議会」を設立し、庶務(印刷調整)、会計(代金収集、支払い)、渉外(業者対応)、集計(個数と金額の取りまとめ)のそれぞれを担当する4名の幹事を選出し、機種や業者の選定、募集要領等の必要な事項を規約に定めて共同購入を実施。(京都府京都市)
- 婦人防火クラブ及び消防団が協力して、自治会や町内会に対し共同購入に係る説明を実施。各自治会や町内会が取り纏めた共同購入の申し込みを婦人防火クラブ及び消防団がさらに取り纏め、業者にまとめて発注を行った。業者は地区ごとに公民館等へ住警器を納品し、各地区の代表者(婦人防火クラブ員又は消防団員)が各戸に配布を行った。(岡山県井原地区消防組合消防本部管内(井原市など))
- 管内のコンビナート地区においては、地区防火安全協会の協会員としての各事業所間の横のつな

がりが元々あったため、各事業所従業員の代表が取り纏め役となって従業員が自らの住宅に設置する住警器の共同購入を実施したところ、当初の見込み以上の注文があり、約 800 個の購入に至った。(香川県坂出市)

- 女性防火クラブに共同購入を推進する窓口を設置し、防火クラブ員が管内の各村の区長会議に出席して住警器の必要性、共同購入のメリット、不適正販売による被害の軽減を呼び掛けている。火災予防運動週間や福祉まつり、老人婦人スポーツ大会会場等の機会を利用して共同購入の募集等を実施。(沖縄県国頭地区行政事務組合消防本部管内(国頭村など))

7. 普及率調査結果等の活用による重点的な取組み

- 平成 20 年 11 月から平成 21 年 3 月に実施した住警器に関するアンケート調査結果をもとに、義務化の認識度や設置率の低い地域ターゲットとして消防職員が出向き、相談窓口の開設を行っている。(京都府福知山市)
- 婦人防火クラブ及び消防本部を主体として、普及単位(町内会や自治会等を 1 普及単位と設定)毎にアンケートを実施することにより普及率を調査するとともに、普及単位での共同購入をサポートしている。アンケートと共同購入を継続的に行うことにより、詳細で精度の高い普及状況の把握が可能となっている。(大阪府泉南市)
- 地域における設置状況のアンケート調査結果に基づき、地域自主防災担当者が主となって、未設置世帯に対し共同購入に向けた説明会を開催。(奈良県中和広域消防組合管内(大和高田市など))
- 消防署から遠隔地にある山間部地域を重点的に住警器の設置を推進すべき地域とし、消防職員が地域の防災訓練に赴いた際に住警器の普及啓発を図った結果、自治会長の理解により自治会が中心となって共同購入を実施することとなった。(広島県大竹市)

★消防本部等による住警器の効果に係る情報発信★

1. 奏功事例の情報発信

- 市内で発生した火災における奏功事例(居間のストーブ付近から出火し、1 階に寝ていた居住者(76 歳)が住警器の鳴動に気づき、2 階で就寝していた家族に知らせた家族全員が避難できた事例)をリーフレットに記載して PR を行い、各新聞に記事が掲載された。(室蘭市消防本部)
- 平成 21 年 9 月に管内で発生した火災における奏功事例(居住者がコンロの火を消し忘れて外出。付近で作業をしていた建設作業員が住警器の鳴動に気づき 119 番通報し、大事に至らなかった事例)について、通報者に消防長感謝状贈呈を行うとともに地元新聞社に情報提供を行ったところ、贈呈式の模様や奏功事例の内容、早期設置を呼び掛ける記事が掲載された。(留萌消防組合消防本部)
- 平成 20 年 4 月深夜に管内で発生した火災における奏功事例(居住者が就寝中に風呂場から出火し、階段に設置されていた住警器が鳴動したため、無事に避難ができるとともに、部分焼に抑え

- ることができた事例)を地元紙に情報提供し、後日掲載された。(土別地方消防事務組合)
- 住警器の普及率調査結果を地元新聞社に情報提供する際に、住警器が未設置の住宅において居住者が就寝中の火災で亡くなった事例(2事例)を情報提供し、後日掲載された。(羊蹄山ろく消防組合)
 - 秋の火災予防運動期間中に、地元のコミュニティFMに消防職員が出演し、住警器の設置呼びかけとともに管内の奏功事例(2件)を紹介した。(奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部)
 - フリーペーパーの記者に奏功事例(住宅2階の子供部屋で発生した火災において住警器が鳴動し、警報音に気付いた母親が、発生室内で怖くて動けなくなっていた子供を避難させるとともに、風呂の残り湯で初期消火を行った事例)を情報提供し、後日掲載された。(所沢市消防本部)
 - 平成20年4月に管内の寺院併用住宅で発生した火災における奏功事例(2階の寝室で就寝中の女性(66歳)が住警器の鳴動で火災の発生に気づき、屋根伝いに地上に飛び降りて避難できた事例)では、火災の1ヵ月前に住警器が設置されたものであった。地元紙に情報提供を行い、後日、「設置1ヵ月命拾い」、「逃げ遅れ防止に効果」と大きく取り上げられた。(上越消防本部)
 - 平成20年1月に管内で発生した火災における奏功事例(居住者が就寝中に掛け布団が燃え出し、住警器の鳴動で目覚めた居住者が自ら消火を行った事例)を情報提供し、地元紙において「警報器が救う」、「就寝中に警報器作動」と取り上げられた。(金沢市消防局)
 - 平成19年4月の明け方に管内で発生した火災における奏功事例(たばこの不始末で1階書斎から出火し、台所で朝食準備中の居住者の一人が住警器の鳴動に気づき、自宅に設置していた粉末消火器で初期消火を行い、書斎の一部を焼損した程度の被害に抑えることができた事例)を情報提供し、地元紙に取り上げられた。(西尾市消防本部)
 - 平成21年1月に管内で発生した火災における奏功事例(居住者がこんろを使用中に寝室で就寝してしまい、グリルから出火。寝室に設置された住警器の鳴動に気付いた居住者がすぐに消火して大事に至らなかった事例)を情報提供し、地元テレビ局及び地元ラジオ局にて広く放送された。(津市消防本部)
 - 管内で発生した火災における2件の奏功事例を、消防訓練や救急講習などの機会を利用して住民に周知を行うとともに、平成21年11月に実施した住宅防火対策推進シンポジウムのパネルディスカッションにおいて紹介した。(松江市消防本部)
 - 平成21年7月に管内で発生した火災における奏功事例(居住者が鍋をコンロの火にかけたまま外出し、階段に設置された住警器が鳴動したことで、隣接する中学校の教頭が119番通報。駆けつけた消防隊員が対処して大事に至らなかった事例)を全国紙の地方支社に対し、住警器のPRに関する記事と共に掲載を依頼したところ、後日掲載されることとなった。(山口市消防本部)
 - NHKの支局に対し、平成21年に管内で発生した奏功事例(居間の石油ファンヒーターの前に置いていた座布団から出火し、別室にいて住警器の鳴動に気付いた居住者が119番通報し、到着した救助隊により寝たきりの母親が救出された事例)を紹介し、被災者本人の出演による経験談がニュース番組で放送された。(佐賀広域消防局)

2. 総合的な情報発信

- 管内の統計データの分析の結果、①未設置の住宅火災と比較して設置済みの住宅火災においては、住宅火災100件当たりの死者数や住宅火災1件あたりの焼損床面積が60%低い数値であること、②設置済みの住宅での火災では約72%が小火で収まっており、未設置の住宅火災と比較して、住宅火災1件当たりの小火と部分焼以上の損害額を比較すると約580万円の差があること、について報道発表した。(東京消防庁)
- 住警器の設置が明暗を分けたと思われる火災事例(設置済み世帯で発生した火災では近所の人警報音に気づき119番通報を実施したため、居住者1名の軽傷で済み、対症的に未設置世帯で発生した火災では死亡者1名、重傷者の結果となった事例)が連続で発生したため、両世帯の承諾後にこれらの結果を広報紙面で公表した。(見附市消防本部)
- 住警器の普及により、管内の平成20年中の住宅火災が激減したことや火災による死者が0人であったこと、住宅火災が減った要因として寝室や台所からの出火が軒並み抑えられていること、等について報道発表し、地元誌に大きく掲載された。(豊橋市消防本部)
- 住警器の設置率が向上した平成20年と過去5年間の平均値とを様々な切り口により比較分析し、設置率の増加に伴う実際の効果(焼損面積や損害額の減少)を立証して発表し、地元紙において「住宅用火災警報器効果てきめん」と取り上げられた。(名古屋市消防局)
- 通報により出動した住宅火災事案(火災に至らない場合も含む)においては住警器の設置の有無を調査している。奏功事例については管内全戸配布の広報紙に掲載して、住民に対し直接PRを実施している。(海部東部消防本部)
- 地元ラジオ局で毎週月曜から金曜日の15時50分前後の1分間に放送している「ダイヤル119」コーナーにおいて、住警器の設置促進に係る情報発信等を行っている。特に住宅火災が発生した場合には、火災に起因する注意点と併せ、火災が発生した住宅における住警器の設置の有無や奏功事例も含め情報発信をしている。(大阪市消防局)
- 町で整備したケーブルテレビの番組において、住警器の設置推進及び共同購入について説明を行った3分番組を随時放送している。(北広島町消防本部)
- 火災が発生した住宅における住警器の設置の有無等について分析を行い、消防局内で奏功事例の情報共有を図り、市民が参加する訓練や講習会等、マスコミへの情報発信に積極的に活用している。なお、住警器奏功事例調査書の様式を定め、各署に通知を行うことで、効率的な奏功事例の把握に努めている。(福岡市消防局)

～住宅防火対策推進の取組に関する情報をお寄せ下さい～

【連絡・送付先】

総務省消防庁予防課予防係

TEL 03-5253-7523 FAX 03-5253-7533

E-mail yobouka-y@soumu.go.jp

